

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、明石市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 地域において子ども・子育ての支援を行う者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、子ども・子育て会議に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長の職務)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、公開とする。ただし、特別の事由があるときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議に、その所掌事務を分掌させるため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員（以下「部会の委員」という。）をもって構成する。

3 部会に部会長及び副部会長1人を置く。

4 部会長は当該部会に属する委員のうちから会長が、副部会長は当該部会に属する委員のうちから部会長が、それぞれ指名する。

5 第6条第2項及び第3項並びに前条の規定は、部会について準用する。この場合において、第6条第2項及び第3項並びに前条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項中「副会長」とあるのは「副部会長」と、前条第2項及び第3項中「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは、「部会の委員」と読み替えるものとする。

6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。